



平成 29 年 8 月 4 日

兵庫労働局長  
小林 健 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 清水 信 一

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 7 月 4 日付け兵労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成 27 年 10 月 1 日発効の兵庫県最低賃金（時間額 794 円）は平成 27 年度の兵庫県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、①現行の厚生年金保険・健康保険制度はパートタイム労働者等が就業調整を行う要因の一つとなっていることから、企業における労働力確保の観点からも、制度の見直しを行い、働きたい人が働きやすい環境整備を実現すること、②最低賃金の影響を大きく受ける中小企業・小規模事業者の生産性向上等に対する支援策について、手続きの簡素化等利用しやすくするための改善策を講じること、に取り組むことを政府に強く求める。

また、中央最低賃金審議会の目安について、例年、全会一致に至っていないことは、地方においての審議に大きく影響を及ぼすところであるので、今後、全会一致に至るための積極的な取り組みを行うこと、を強く要望する。

## 兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域  
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 844 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 兵庫県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 794 円
- (3) 発 効 日 平成 27 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 27 年度
- (3) 生活保護水準（平成 27 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（108, 224 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）最低賃金 1 箇月換算額

$$794 \text{ 円 (兵庫県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.832 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 114, 814 \text{ 円}$$